

政府が緊急事態宣言等を解除以降、全国的に感染者の減少局面が続いています。一方、国内でも新しい変異株による感染が確認され、感染の再拡大を注視していますが、現況を踏まえ令和4年3月31日までカテゴリーを「A（警戒）」とし、本委員会が指定する制限対象地域（都道府県）は設けません。但し、今後の感染状況等により本委員会は制限対象地域を定め、活動制限指針を変更する場合があります。今後も適切な教育・研究等の活動を推進するため、適宜、感染防止対策を講じてください。

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター (学食・サービスセンター等)	会議・委員会	教職員執務 (TA/SA/学生スタッフ準拠)	学生のキャンパス立入 及び 行動（帰省を含む）	学外者のキャンパス立入
A（警戒）	ワクチン接種等の対策と効果が全国的に確認できるまでの間、及び当該感染症が全国的に終息するまでの間 ※本委員会は、国が発出する緊急事態宣言等を踏まえて、本活動制限指針における制限対象となる都道府県を定める。 なお、全国の感染状況をその都府判断して対象となる都道府県を変更する可能性がある。	◎大学：1/11～3/31 ・原則A区分・B区分に従い対面授業、遠隔授業を実施する。 ・平日：原則21時まで、土曜：原則17時まで可能。但し、平日21時以降、土曜17時以降ならびに日祝（年末・年始休日含）については十分な感染防止対策を講じた上で、届出により可能とする。 ・PDⅢ、修士研究活動は3密を避けて対面にて実施。 なお、本委員会が指定する制限対象地域へ移動等した学生は1週間のキャンパス立入を禁止する。 但し、新型コロナウイルスを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。 ●学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書（場所、人数、内容、時間等）を提出のうえ許可制のもと実施する。但し、国および県による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などが発出されていない制限対象地域で実施される活動については、事前協議(※2)のうえ、許可されたものは実施できる。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。 ●やつかほシャトルバスは、通常(44名)で運行する。 ◎後学期期間 ・大学：9/21～3/31 ・高専：9/24～3/31	●学内での学外研究者との活動は、健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で、届出制にて実施する。 ●事前の出張申請・許可のもと出張を伴う研究活動を実施できる。 ●本委員会が指定する制限対象地域への出張は原則禁止する。但し、その必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は、出張できるものとする。 東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は、十分な注意を必要とする。 なお、本委員会が指定する制限対象地域へ出張した教員は、1週間の在宅勤務とする。 但し、新型コロナウイルスを2回接種の後、2週間を経過した健康な教員については帰着後または接触後の制限を除外できる。 但し、感染者が出た場合は、その都府、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、研究活動制限等の措置を行い、適切な対策を講じる。	《学内活動》 ●1/11～3/31 事前申請書(場所、人数、内容時間等)が提出され許可された場合は可能とする。 平日：原則21時まで可能とする 土曜：原則17時まで可能とする 日祝は事前に申請許可され、指導者の立ち会いを条件に17時まで実施可能。 ※高専金沢キャンパスは、担当教員立ち会いのもと、 平日：原則20時まで可能とする 土曜：原則17時まで可能とする 《学外活動》 ●学外活動は、本委員会が指定する制限対象地域以外の活動のみを対象として、原則指導者の立ち会いのもとで実施するものとする。但し、事前に申請書（場所、人数、内容、時間等）を提出し許可されたものに限る。 ※高専学生は学外の活動においても担当教員の立ち会いを条件とする。 ●他大学との合同練習等については検討のもと、実施の可否を決める。 ●公式大会参加については、検討のもと参加の可否を決める。 本委員会が指定する制限対象地域で実施される公式大会等に参加した学生は実施後1週間のキャンパス立入を禁止する。但し、新型コロナウイルスを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。 ※白山麓キャンパスの高専寮生は、別途取り扱うものとする。 但し、感染者が出た場合は、その都府、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、課外活動制限等の指導他、適切な措置及び対策を講じる。	●感染対策と状況に応じて、一定の利用制限を設ける場合がある。 (各ホームページを参照のこと) ・数理工教育研究センター・参考房 ・スポーツ考房・チャレンジラボ ・自己開発センター・留学支援課 ・基礎英語教育センター ・学生ステーション・パソコンセンター ・情報処理サービスセンター ・各種事務サービス窓口 など ●ライブラリーセンター 【1/11～2/15】 平日：8時半～22時 土曜：8時半～17時 日・祝日：10時～17時 【2/16～3/31】 平日・土曜：8時半～17時 日・祝日：10時～17時 ●自習室の利用について 原則24時間利用可能 ●学食・売店等の営業時間 ◇1F学食ラテラ 8時～19時 【～1/29】 10時～14時 【1/31～3/31】 (土曜：10時～13時) ◇2F学食イルソノレ 10時～15時 【～1/29】 開店 【1/31～3/31】 (土曜：開店) ◇コンビニアックア 8時半～19時 【～1/29】 8時半～17時 【1/31～3/31】 (土曜：8時半～13時半) ◇やつかほ学食エナジエ 11時～20時 【～2/10】 11時～13時半 【2/12～3/31】 (土曜：11時～13時) ◇ブックセンター 8時半～17時 (土曜：8時半～13時) ◇サービスセンター 9時～17時半 (土曜：9時～13時) ※12/26～1/6、日祝は休業 ●いずれも学外者の利用は禁止 但し、感染者が出た場合は、その都府、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、利用内容を変更する。	3密（密集、密接、密閉）の回避、マスクの着用、手洗い、換気等の感染防止策を講じた上で、対面する会議や委員会等は実施できるものとする。但し、可能な限りオンラインでの活動を推奨する。	●毎日、健康状態確認シートを記入する。 ●感染症への対応を徹底するため、感染が疑われる場合は、所属長に速やかに申し出ると共に、人事課に連絡する。 ●新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート、新型コロナウイルス11又感染症への対応と勤務の在り方を遵守する。 ●学生スタッフの活動は、その必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は可能とする。 ●TA/SA活動は、A区分・B区分に関係なく全週勤務可とする。 ●本委員会が指定する制限対象地域への出張を原則禁止する。但し、その必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は出張できるものとする。 ●本委員会が指定する制限対象地域へ出張・移動等した教職員、又は、指定する制限対象地域からの来訪者(友人・家族等)と接触した教職員において、教員は1週間の在宅勤務、職員は所属長と法人本部長が執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での勤務を行う。 但し、新型コロナウイルスを2回接種の後、2週間を経過した健康な教職員については帰着後または接触後の制限を除外できる。 *入学試験実施等の特定公務については別に定める。	●現在も3密（密集、密接、密閉）の回避、マスクの着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策が有効であり、「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける等の十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能がルールに基づき利用できる。 ●本委員会が指定する制限対象地域へ移動等した学生(通学を除く)又は、本委員会が指定する都道府県からの来訪者(友人・家族等)と接触した学生においては1週間のキャンパス立入を禁止するが、授業・修学等、不利益にならないよう配慮する。 但し、新型コロナウイルスを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生については帰着後または接触後の制限を除外できる。 *白山麓キャンパス及び国際交流会館の高専寮生は、別途取り扱う。 但し、感染者が出た場合は、その都府、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認し、適切な対策を講じる。	●事前連絡と健康状態等チェックし、感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。 なお、対応者は面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。 ●本委員会が指定する制限対象地域からの来客は、新型コロナウイルスを2回接種の後、2週間を経過した健康な来客を除き原則禁止とする。 但し、その必要性和重要性に応じて事前協議(※2)により認めるものとする。 ●密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた対応に加え、教員においては1号館1.115室Guest Roomを利用できる。
B（特別警戒）	石川県が独自の緊急事態宣言等を出発、または「まん延防止等重点措置」等が発出された場合、もしくは委員会が定めた場合	但し、感染者が出た場合は、その都府、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、教育活動の継続のため適切な措置を講じる。	●学内の研究活動のみ原則許可、但し、県内の活動を許可制にて可能とする。 ●外部からの研究者受入や来所は原則禁止					●基本的にはオンライン会議で実施する。	●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品等を除き、キャンパスへの立入を原則禁止する。 ※白山麓キャンパスへの立入については、都府協議を行う。
C（高度警戒）	石川県・首都圏を含む多くの自治体で緊急事態宣言等が発出されている場合	●国の緊急事態宣言が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。	●研究所内での外部研究者との活動及びRA活動は不可とし、在宅勤務での活動は可能とする。 ●全ての出張を禁止する。				●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●基本的にはオンライン会議で実施する。	●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品等を除き、キャンパスへの立入を禁止する。
D（緊急事態）	再度、全国に緊急事態宣言が発出された場合		●研究所内での活動は基本不可、最低限必要な生物、薬品、施設設備等の維持・管理については研究者が実施(※1)できる。					●オンライン会議のみ可能とする。	●学園機能維持のうえライフライン関連以外の立入を禁止する。

※1「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

※2 事前協議とは、所属長（学長、校長、ICCC所長、法人本部長）のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動（インターンシップを含む）、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 学生の宿泊を伴う活動、深夜（21時から翌日5時まで）に亘る活動、多教者との飲食等を伴う課外活動は、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとするが原則禁止とする。

注記4. 国外（外務省が渡航を許可している国）の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記5. 学内から感染者が発生した場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。

注記6. 令和3(2021)年度においては、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。

注記7. 国が発出する「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」ならびに県が発出する「石川緊急事態宣言」等の適用状況及び全国の感染状況により本指針の見直しを実施する。